

柏市止水板設置工事補助金交付要綱

制定 令和 4年12月21日

施行 令和 5年 4月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、止水板設置工事を行う者に対し、柏市止水板設置工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、浸水被害の軽減を図り、もって対象建築物等の防災に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有する（これに類する構造のものを含む。）又は地下の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内にある全ての施設を除く。）であって、止水板の設置により浸水被害の軽減が見込まれるもの（柏市内に存するものに限る。）をいう。

(2) 対象地 対象建築物が存する土地及び対象建築物に隣接する自動車等を駐車するための土地であって、止水板の設置により浸水被害の軽減が見込まれるものをいう。

(3) 対象建築物等 第1号に規定する対象建築物及び前号に規定する対象地をいう。

(4) 止水板 浸水に耐え得る丈夫な金属製で、かつ、取り付けや取り外しにより、繰り返し使用可能なもの（土地に固定するための支柱等一式を含む。）をいう。

(5) 設置工事 大雨で浸水した道路等から水が対象建築物等の内

部に浸入することを防ぐため，止水板を設置する工事（止水効果を高めるため，止水板の設置と一体で施工する次に掲げる工事を含む。）をいう。

ア 外壁や塀の防水工事

イ 土間コンクリート打設工事

ウ その他市長が必要と認める工事

（交付の要件）

第3条 補助金は，次項から第4項に掲げる要件を全て満たす場合に交付するものとする。ただし，補助金の交付申請内容その他の事情を勘案して，補助金を交付しないことが適当と市長が認めるときは，この限りでない。

2 補助金の交付を受けることができるものは，次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 個人又は法人等（対象建築物等を管理する法人格を有しない団体（以下「管理団体」という。）を含む。）であること。

(2) 次のいずれかの権利を有すること。

ア 対象建築物の所有権

イ 対象地の所有権

ウ 対象建築物等を使用する権利等

(3) 本市の市税を滞納していないこと。

(4) 国，地方公共団体及びこれらに準ずる団体でないこと。

3 止水板の設置に係る対象区域は，次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 対象建築物が現に柏市内に存していること又は申請年度内に柏市内に完成する予定であること。

(2) 過去に浸水被害があった区域であること。

なお，当該区域は，次の例示等により確認できるものとする。

ア 柏市浸水（内水）ハザードマップのうち水害に関する区域

イ 柏市洪水ハザードマップのうち水害に関する区域

ウ 市が浸水被害を把握している区域（水害履歴一覧に記載のある区域）

エ 千葉県が提供する洪水浸水想定区域

オ 過去の写真等で浸水被害の発生を確認できる区域

- 4 その他、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 止水板の設置位置は、対象建築物等の出入口等であること。
 - (2) 止水板設置工事は、規則第3条に規定する交付の決定前に着工していないこと。
 - (3) 対象建築物等は、過去に本補助金を活用した対象建築物等（止水板の設置位置が異なる場合を含む。）でないこと。
- 5 補助金交付に係る申請は、対象建築物等1案件につき1申請とする。なお、対象建築物等が同一であれば、止水板の設置場所を変えて複数の申請書が提出されたとしても、1案件に対する1申請とみなす。
- 6 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）及び補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象経費の2分の1の額とする。この場合において、当該2分の1の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は、1申請当たり500,000円を限度とする。

3 対象経費には、申請者が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第4号に規定する事業者又は同法第3条に規定する人格のない社団等に該当する場合は消費税を含めないものとし、これに該当しない場合は消費税を含めることができるものとする。

（申請書記載事項）

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象建築物等の所有・居住の開始（予定）日
- (2) 申請者と対象地の所有者との関係
- (3) 申請者と対象建築物の所有者との関係

（申請書添付書類）

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図、設置施設配置図及び設置施設構造図

(2) 工事見積書の原本（消費税の有無及び消費税額が分かるものとする。また，原本還付を希望する場合は写しも添付）

(3) 設置予定箇所周辺の現況写真（着工前の写真）

(4) 所有者の同意書

ア 申請者と対象地又は対象建築物の所有者が異なる場合に限る。

イ 共有名義の場合は，その共有者全てとする。

なお，管理団体の場合は，当該団体の構成員全員による集会において同意を議決したことを証する書類をもって同意書に代えることができる。

(5) 対象地及び対象建築物の所有者を明らかにする書類

書類は，次の例示等により確認できるものとし，申請書提出日の過去3か月以内に取得したものに限る。

ア 登記事項証明書（全部事項証明書。法務局にて取得）

なお，申請者が申請年度内に対象建築物等の所有権を取得する予定の場合などにあつては，売買契約書など（原本還付を希望する場合は，写しも添付）

イ 固定資産評価証明書など（本市市民税課などにて取得）

(6) 申請者の住民票又は法人登記簿謄本

ア 申請書提出日の過去3か月以内に取得したものに限る。

イ 管理団体においては，その代表者の住民票とする。

(7) 管理団体の規約（管理団体が申請者の場合に限る。）

(8) 申請者の納税証明書（申請者が共有名義の土地や家屋を所有している場合は，当該共有名義に係る納税証明書を含む。）

ア 柏市が発行した過去3か月以内に取得したものに限る。

イ 管理団体においては，その代表者の納税証明書とする。

(9) 対象建築物等が浸水被害区域内にあることが分かる書類

(10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は，前項の添付書類の全部又は一部を省略することができる。

（申請書提出期間）

第7条 申請書の提出期間は，補助金の交付を受けようとする年度の4月10日から5月31日までの開庁日とする。

(実績報告書添付書類)

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 施工状況写真及び完了写真（設置場所と設置後の状況とが分かるもの）

(2) 対象経費に係る領収書の原本（消費税の有無及び消費税額が分かるものとする。また、原本還付を希望する場合は写しも添付）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。
(実績報告書提出期間)

第9条 実績報告書の提出期限は、対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第10条 規則第13条により補助金交付額確定の通知を受けた者は、申請翌年度の4月末日までに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。
(損害の負担)

第11条 補助金の交付決定を受けて止水板の設置工事等を行ったことにより、補助金の交付を受ける者又は第三者に事故、紛争等が生じてても、市長はいかなる責も負わない。

(処分の制限)

第12条 補助金の交付を受ける者は、規則第17条の規定により、補助金の交付に係る財産（対象地、対象建築物、止水板）を処分することができない。

2 規則第17条ただし書きに規定する市長が定める期間は10年とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条第 6 項）

対象事業	対象経費
止水板設置事業	対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費 1 直接工事費 2 共通仮設費 3 現場管理費 4 一般管理費